

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 専 決 処 分 書

救急現場における物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月20日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

救急現場における物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日 令和5年3月11日（土）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市 [REDACTED]
- 3 相手方 （住所） [REDACTED]  
（氏名） [REDACTED]
- 4 事故の概要 かすみがうら市 [REDACTED] の相手方自宅西側道路上において、西消防署の救急車積載のストレッチャーが駐車していた普通乗用車の助手席側下部のサイドステップ部分に接触し破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
  - （1）過失割合 かすみがうら市 100%  
相手方 0%
  - （2）損害賠償額 かすみがうら市 79,860円  
相手方 0円
  - （3）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。